

弁護士費用保険・事業型【事業者のミカタ】重要事項説明書

～ 契約概要・注意喚起情報のご説明 ～

この書面では、弁護士費用保険・事業型【事業者のミカタ】に関する重要事項（「契約概要」、「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

契約概要 では、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項について記載しています。

注意喚起情報 では、お客様にとって不利益となる事項など、特にご注意ください点について記載しています。

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載したものではありません。詳細につきましては、「普通保険約款」にてご確認ください。

約款 このマークが記載された項目についての詳細は、「普通保険約款」をご参照ください。

～ 用語のご説明 ～ 普通保険約款にも用語のご説明が記載されておりますので、ご確認ください。

保険契約者	当社にこの保険契約の申込みを行い、保険料の支払義務を負うこととなる法人または個人事業主をいいます。
被保険者	この保険契約により、補償を受ける法人または個人事業主をいいます。
保険金請求権者	保険金を請求できる権利を有する法人または個人事業主のことをいいます。この保険契約の保険金請求権者は、原則として被保険者です。
原因事故	保険金の支払対象となる状態をいいます。
保険事故	この保険では、被保険者が責任開始日以降に直面した原因事故に関して、弁護士への法律相談、弁護士委任契約の締結を行った結果、費用の負担が発生することによって被保険者が損害を被ることを保険事故とします。
責任開始日	この保険の補償が開始される日をいいます。当社は責任開始日以降に被保険者が直面した原因事故について、保険金をお支払いします。
待機期間	責任開始日から一定期間中、保険金をお支払いしない期間をいいます。この保険における待機期間は3カ月です。ただし、偶発事故には待機期間を適用しません。
不担保期間	特定のトラブルについて、責任開始日から一定期間中、保険金をお支払いしない期間をいいます。この保険契約の特定原因不担保期間は1年間とします。
法律相談料	被保険者が法律相談に際して弁護士に支払う料金をいいます。
弁護士費用	被保険者が、法律事件の解決に際して、弁護士および裁判所に支払う費用をいい、着手金、報酬金、手数料、日当、時間制報酬、実費等を指すものとします。
基準弁護士費用	この保険契約により支払われる弁護士費用保険金の決定に際し、保険約款に定める方法により算出した金額をいいます。
縮小てん補割合	算出された基準弁護士費用の金額に乗ずる割合をいいます。

(1) 商品の仕組み、弁護士費用保険・事業型の成立パターンと保険料ならびに保険期間

契約概要

- ① 弁護士費用保険・事業型は、この契約の被保険者に、法律相談料保険金と弁護士費用保険金を支払う損害保険契約です。また、被保険者に対して付加できる特約は、以下のとおりです。

基本となる補償

法律相談料保険金

弁護士費用保険金

付加することができる特約

法律相談料保険金不担保特約
(法律相談料をお支払いしないプラン)

「法律相談料保険金不担保特約」(法律相談料をお支払いしないプラン)の内容については、P.7「⑦ 付加できる主な特約およびその概要」をご参照ください。

- ② 弁護士費用保険・事業型は、「法人」または「個人事業主」の単位で構成される保険契約です。
※保険契約者は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条1項(中小企業者の範囲)で定める企業および個人とします。

【事業型】

保険契約者
(法人：A株式会社)保険契約者
(個人事業主)

または

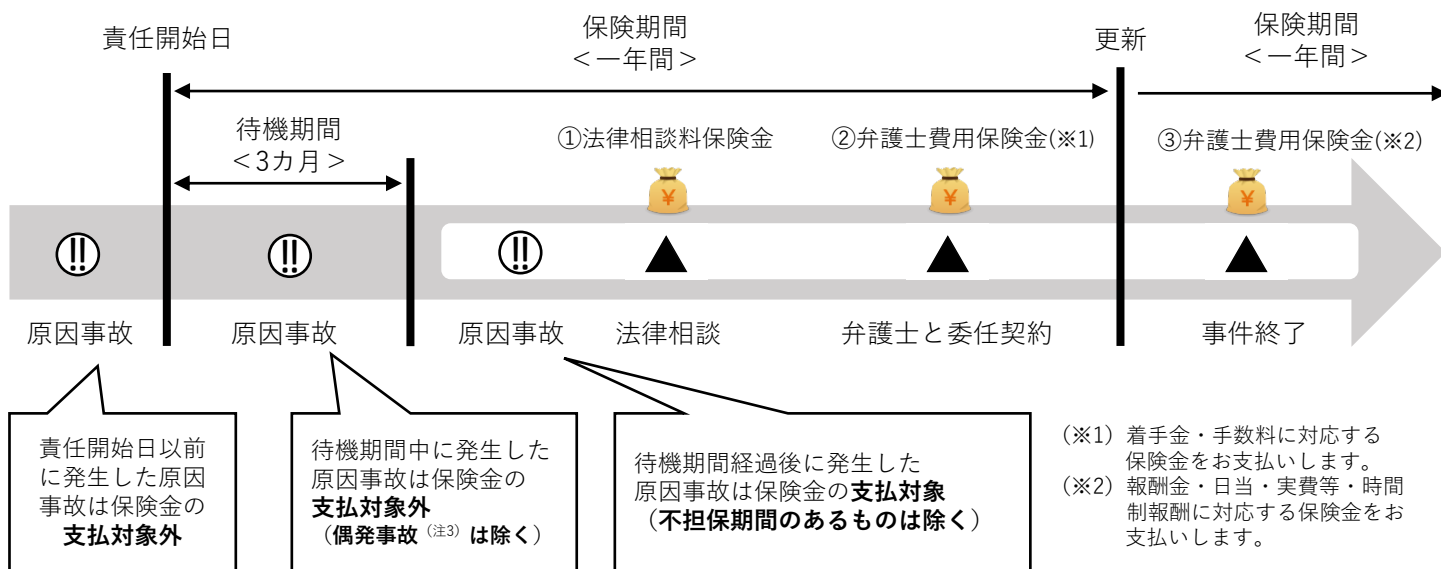
被保険者
(法人：A株式会社)被保険者
(個人事業主)

- ③ 弁護士費用保険・事業型の保険料

弁護士費用保険・事業型【事業者のミカタ】の保険料は、下表のとおりです。
タイプや保険料の払込回数、特約の有無によって、保険料が異なります。

タイプ	保険料		
	払込方法(回数)	法律相談料保険金不担保特約 (法律相談料保険金をお支払いしないプラン)	
		特約なし	特約あり
ライト	月払	7,000円	5,160円
	一括払	76,390円	56,280円
スタンダード	月払	9,870円	6,180円
	一括払	107,620円	67,410円
プレミアム	月払	19,940円	9,880円
	一括払	217,490円	107,810円

- ④ この保険契約の保険期間は1年です。
 保険期間満了日の1ヶ月前までに、保険契約者が保険契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、
 保険契約は1年ごとに更新（継続）します。
 保険金の支払対象となる原因事故について、被保険者が法律相談料・弁護士費用（着手金、報酬金など）の負担
 が発生したときに、保険金が支払われます（注1・注2）。



(注1) トラブルの内容によっては、保険金の支払対象とならない場合、または法律相談料保険金のみが支払対象となる場合があります。
 (注2) タイプやトラブルの内容によっては、報酬金・日当・実費等は保険金の支払対象とならない場合があります。
 (注3) 偶発事故については、P.5「ポイント①」をご参照ください。

(2)補償内容

- ① 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

約款

(第1章：第2条)

i) 法律相談料保険金

被保険者が原因事故に関して弁護士へ法律相談をし、法律相談料を負担することとなった場合に支払われる保険金です。
 当社が支払う法律相談料保険金の額は、被保険者が負担することとなった法律相談料の全額です。ただし、保険金の支払限度の金額を上限とします。

【●】 補償されます

	偶発事故	一般事件
法律相談料保険金 (注1・注2)	●	●
待機期間	なし	あり

(注1) ただし、P.7「保険金の支払限度」の金額を上限とします。
 (注2) 法律相談料保険金不担保特約を付加している場合は、補償されません。

当社が支払う弁護士費用保険金は、普通保険約款第10条（基準弁護士費用）に規定する基準弁護士費用を基礎として、次の①～⑥の規定に従って算出した金額とします。

①着手金対応分

次のアとイのいずれか少ない金額

ア 被保険者が弁護士に支払う着手金

イ 委任契約締結時における基準紛争利益に基づき算出した基準弁護士費用^{(注1)(注2)} × 縮小てん補割合^(注3)

②手数料対応分

次のアとイのいずれか少ない金額

ア 被保険者が弁護士に支払う手数料

イ 委任契約締結時における基準紛争利益に基づき算出した基準弁護士費用^{(注1)(注2)} × 縮小てん補割合^(注3)

③報酬金対応分

次のアとイのいずれか少ない金額

ア 被保険者が弁護士に支払う報酬金

イ 事件終了時における基準紛争利益に基づき算出した基準弁護士費用^{(注1)(注2)} × 縮小てん補割合^(注3)

④日当対応分

次のアとイのいずれか少ない金額

ア 被保険者が弁護士に支払う日当

イ 基準弁護士費用^{(注1)(注2)} × 縮小てん補割合^(注3)

⑤時間制報酬方式^(注4)対応分

次のアとイのいずれか少ない金額

ア 被保険者が弁護士に支払う時間制報酬の総額

イ ①のイの額 + ③のイの額 + ④のイの額

⑥実費等対応分

被保険者が弁護士に支払う実費等 × 縮小てん補割合^(注3)

(注1)第10条（基準弁護士費用）の規定に基づき算出した金額とします。

(注2)消費税を含めた額とします。

(注3)縮小てん補割合は次のとおりとし、保険証券に記載された割合とします。

	縮小てん補割合		
タイプ	①着手金対応分 ②手数料対応分	③報酬金対応分 ④日当対応分 ⑥実費等対応分	⑤時間制報酬方式対応分 イ
ライト	70%	—	タイプに従って縮小てん補割合を反映した額の合計とします。
スタンダード	70%	—	
プレミアム	70%	35%	

(注4)同一の事件につき、着手金および報酬金と同時に請求することはできません。

ポイント
①

◆ 偶発事故とは… **約款** (第1章：第7条)

偶発事故とは、「急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者またはトラブルの相手方に、身体の障害または財物の損壊が生じること」をいいます。

ただし、次の事故は偶発事故には該当しません。

- ・ 慢性疾患、細菌性・ウィルス性等による食中毒、有毒物質を継続的に摂取した結果生じる中毒症状など
- ・ 被保険者が、診察、治療、看護、医薬品の授与、身体の整形、マッサージなどを受けたことによつて生じた身体の障害
- ・ 物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質などを理由とする物の損壊
- ・ 自動車、自転車その他の車両を競技、曲技もしくは試験のために使用している場合に生じた事故など

◆ 一般事件とは…

保険金のお支払いの対象となる法的トラブルのうち、偶発事故に該当しないものをいいます。

② 保険金の支払対象 **契約概要** **注意喚起情報** **約款** (第1章：第1条、第2条、第3条、第6条、第7条、第8条)

保険金の支払対象となる原因事故は、以下の条件をすべて満たすものに限ります。

- 被保険者が自らの職業・事業活動に関する事件に直面した原因事故であること (注)
(注) 被保険者以外の者が直面した原因事故や個人の生活上の事件に直面したときには、当社は保険金を支払いません。
- 責任開始日以降に原因事実 (下記「ポイント②」参照) が発生していること
- 待機期間・不担保期間の適用がある事案については、それらの経過後に原因事実が発生していること
- 原因事故の発生から2年以内に保険事故が発生していること
- その他、保険金をお支払いできない場合 (P.6 「③ 保険金をお支払いできない主な場合」参照) に該当しないこと

ポイント
②

◆ 原因事実とは… **約款** (第1章：第2条、第3条)

「原因事実」とは、被保険者の法的請求の根拠となる具体的な事実、または他人から受けた被保険者の権利・利益を侵害する法的請求・通知等をいいます。原因事実が生じた時に原因事故が発生したものとみなします。

例えば、物損事故を理由として、相手方に損害賠償を請求する場合や、相手方から損害賠償を請求された場合は、当該物損事故が原因事実になり、物損事故があった時に原因事故が発生したものとみなします。

【●】 支払対象となります 【×】 支払対象となりません

法的トラブルの内容	法律相談料 保険金	弁護士費用 保険金
個人の生活上の事件	×	×
契約上の地位の移転、債権譲渡、債務引受、その他の事由により権利義務の移転があった結果、移転前に生じた原因事実に関し、被保険者が事件の当事者となった場合	×	×
被保険者が相手方に請求する額または相手方から請求される額が5万円未満のもの	×	×
社会通念上、法的解決になじまないと考えられる問題であって、次のいずれかに該当するもの ア. 社会生活上の受忍限度を超えるとはいえない問題 イ. 一般に道徳・道義・倫理、その他の社会規範に基づく解決が妥当であると考えられる問題 ウ. 自律的な法規範を有する社会または団体の裁量の範囲に属する事項に関するもの エ. 宗教上、政治上、思想上、学術上および技術上の論争または解釈に関するもの	×	×
憲法、条約、法律、命令、規則および条例の制定または改廃について要求するもの	×	×
自動車交通事故に関するもの	×	×
国、地方公共団体、行政庁、その他行政機関を相手方とするもの (税務・国家賠償に関するものを除く)	●	×
破産、民事再生、特定調停、任意整理に関するもの	●	×
利息制限法で定める利率を超えた金銭消費貸借契約に関するもの	●	×
民事非訟事件、公示催告事件	●	×
刑事事件	●	×
管轄裁判所が日本の裁判所でないもの、日本の国内法が適用されないもの	●	×
事業資金の出資、有価証券投資に関するもの	●	×
取引によって取得もしくは譲渡した不動産・動産・有価証券またはその他権利の財産的価値が、経済状況・社会情勢の変化等に伴って変動したことにより、当該取引の相手方との間で発生したもの	●	×
預託等取引契約に関するもの	●	×
連鎖販売取引または無限連鎖講に関する取引に関するもの	●	×
弁護士費用保険金を支払った原因事故の相手方と同一の者を相手方として、その原因事故から3年以内に異なる原因事故が生じたもの	●	×
戦争・武装反乱・台風や地震等自然災害・核燃料物質・大気汚染等環境問題・発ガン性物質等に起因、付随もしくは随伴して発生したもの、またはこれらの事由に起因する秩序の混乱に伴って発生したもの	×	×
保険契約者・被保険者の故意・重大な過失により発生したもの（ケンカを含む）	×	×
保険契約者・被保険者が麻薬等を摂取した状態で行った行為、アルコール等の影響により正常な判断・行動ができないおそれがある状態で行った行為により発生したもの	×	×
保険契約者・被保険者の公序良俗に反する行為、社会通念上不当な請求行為により発生したもの	×	×
当社、および法律相談料・弁護士費用等の負担によって被った損害を請求する他の保険者（保険会社等）をトラブルの相手方とするもの	×	×
弁護士に法律相談・事務処理を委任した原因事故の処理方法・弁護士費用等について、当該弁護士と紛争になったもの	×	×
勝訴の見込み・委任の目的を達成する見込みのないことが明らかなもの	×	×

④ 保険金の支払限度

契約概要

注意喚起情報

この保険契約の限度額は次のとおりです。

	タイプ	ライト	スタンダード	プレミアム
合計	通算限度額（注1）	500万	1000万	2000万
法律相談料保険金	年間限度額（注2）	10万	20万	30万
	1事案限度	2.2万	4.4万	12万
弁護士費用保険金	年間限度額（注3）	100万	200万	400万
	1事案限度	50万	100万	200万

(注1) 当社の弁護士費用保険契約に加入後、すべての保険期間について、法律相談料保険金と弁護士費用保険金の総支払額を合計した金額の限度額です。

(注2) 同一保険期間中における法律相談料保険金の総支払額の限度額です。

(注3) 同一保険期間中における弁護士費用保険金の総支払額の限度額です。

⑤ 待機期間

契約概要

注意喚起情報

約款 (第1章：7条)

一般事件については、原因事故が待機期間（責任開始日から3カ月間）中に発生した場合、保険金をお支払いしません。偶発事故については、待機期間の適用はありません。

⑥ 特定原因不担保

契約概要

注意喚起情報

約款 (第1章：第8条)

次の事件については、原因事故が不担保期間（責任開始日から1年間）中に発生した場合、保険金をお支払いしません。

- ・労働・勤務条件に関する事件
- ・責任開始日前に締結した契約に関する事件（注）

(注) 契約に基づく債権の発生・不発生・変更・消滅または不履行に関する事件をいいます。なお、契約の締結時の判定は、次のとおりとします。

- 継続的もしくは反復的な取引については最初の取引を開始した時に契約を締結したとみなします。
- 契約更新の場合は、最初の契約を締結した時に契約を締結したとみなします。
- 契約内容を一部変更したときは、変更部分に関してのみ変更時に契約したとみなします。

⑦ 付加できる主な特約およびその概要

契約概要

約款 (特約条項)

基本となる補償に付加することができるのは、法律相談料不担保特約のみです。

法律相談料不担保特約
(法律相談料保険金をお支払いしないプラン)

問題事象が発生したとしても、法律相談料保険金を支払わないこととする特約です。

(注) 保険期間中には、この特約を付加すること、特約のみを解約することはできません（更新時に限り可能です）。

⑧ 補償重複について

注意喚起情報



約款 (第1章：第16条)

この保険契約と補償内容が同様の保険契約（弁護士費用保険以外の保険契約や特約、当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、この保険契約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただいたうえで、ご契約ください。

〈補償が重複する可能性のある他の主な保険契約や特約の例〉 賠償責任保険など

(3) 責任開始日ならびに払込方法等

① 責任開始日

注意喚起情報



約款 (第2章：第1条)

責任開始日とは、この保険契約に基づいて、当社にてん補責任が生じる日をいいます。原因事故が責任開始日以降に発生した場合に保険金をお支払いします。

当社が保険契約の申込みを承諾した場合は、第1回保険料相当額が払い込まれた日の属する月の翌月1日を責任開始日とします。

Q 責任開始日はどのように決まるのですか。

A 当社が保険契約上の責任（保険金の支払いなど）を開始する日を「責任開始日」といいます。責任開始日は、第1回保険料が払い込まれた日の属する月の翌月1日になります。（払込方法についてはP.9「②保険料の払込方法」参照）

【第1回保険料の払込方法と責任開始日】（月払の場合）

申込方法	第1回保険料の払込方法 (経路)	受付締切日 (注1)	第1回保険料払込日	責任開始日 (注2)
申込書でのお申込み	クレジットカード払	毎月当社最終営業日	当月末日に決済	翌月1日
	口座振替	毎月15日 (注3)	翌月27日に振替 (注3)	翌々月1日
インターネットからのお申込み	クレジットカード払	毎月月末	当月末日に決済	翌月1日
	口座振替	毎月15日 (注4)	翌月27日に振替 (注3)	翌々月1日

※同じ月にお申込みいただいても、当社に申込書類が到着した日および第1回保険料の払込方法によって、責任開始日が異なることがありますのでご注意ください。

(注1) 不備のない申込書類が締切日までに当社に到着した場合に当月受付分として扱います。申込書類が締切日までに到着したとしても、申込書類に不備がある場合は翌月以降の受付分になります。

(注2) 申込書類の到着が締切日以降の場合や、第1回保険料の払込みが遅れた場合は、責任開始日も遅れます。

(注3) 土日・祝日の場合は、翌営業日となります。

なお、保険契約の申込書類の有効期間は3カ月です。申込日から3カ月以内に、当社の承諾と第1回保険料の払込みがない場合は、申し込まれた保険契約は不成立となり、再度申込手続きが必要となります。

(注4) インターネットから「口座振替」を選択された場合は、手続き中にダウンロードいただく「口座振替依頼書」が毎月15日までに当社へ郵送にて到着したものが当月受付分となります。

② 保険料の払込方法 **契約概要** **約款** (第2章：第5条、第6条、第8条、第9条)

保険料は、次の方法で払い込むことができます。

主な払込方法	月払（12回払）	12カ月一括払
口座振替方式（注1）	●	●
クレジットカード払方式（注2）	●	●

（注1） 保険契約者名義の口座に限ります。

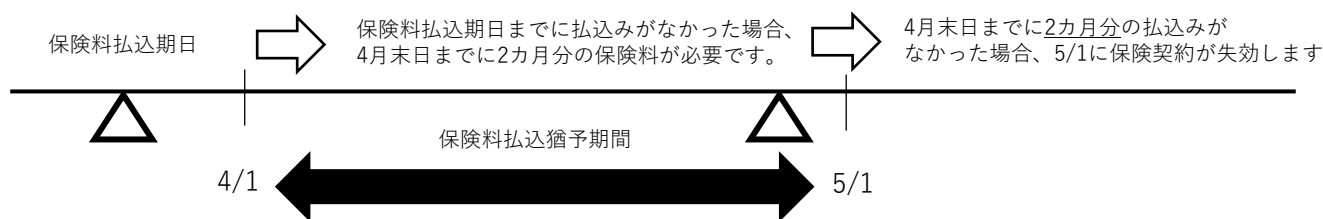
（注2） 保険契約者名義のカードに限ります。なお、デビットカードは利用できない可能性がありますのでご注意ください。

③ 保険料払込期日と保険料の払込猶予期間 **契約概要** **注意喚起情報** **約款** (第2章：第7条)

- 保険料は、その保険料を充当すべき月の前月末日までに払い込むものとし、この日を保険料払込期日とします。
- 保険料の払込猶予期間は、未払込みの保険料が充当されるべき月の1日から末日までとします。
- 払込方法（回数）が月払の場合、払込猶予期間中に2カ月分の保険料が払い込まれないときは、払込猶予期間満了日の翌日に保険契約は失効します。なお、失効した保険契約は、復活の取扱いを行いません。
- 払込方法（回数）が一括払の場合、払込猶予期間中に1年分（12カ月分）の保険料が払い込まれないときは、払込猶予期間満了日の翌日に保険契約は失効します。なお、失効した保険契約は、復活の取扱いを行いません。

Q 払込方法（回数）が月払の場合で、保険料の払込みが出来なかった場合、保険契約はどうなりますか。

- A 保険料の払込期日は、保険料を充当する月の前月末日となります。払込期日までに保険料の払込みがなかった場合は、保険料を充当する月の末日までに2カ月分の保険料を払込みいただきます。この期間を保険料払込猶予期間といいます。保険料払込猶予期間中に2カ月分の保険料の払込みがない場合は、保険契約は失効します。



なお、保険契約が失効した場合、復活の取扱いを行いません。

また、この保険契約が失効・解約もしくは更新されずに消滅した場合は、その後、保険契約の再加入ができない場合がありますのでご注意ください。

(1) ご契約をお引受けできない主な場合 **注意喚起情報**

以下に該当する場合は、保険契約の引受けは行いません。

- 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条1項（中小企業者の範囲）で定める企業および個人でない場合
- 保険契約者が反社会的勢力に該当する事実がある場合
- 保険契約者が、過去に保険金請求に関し詐欺行為を行った者、または過去における保険金請求頻度もしくは弁護士を使って法的解決を行った頻度が著しく高い者である場合

また、以下に該当する場合は、保険契約の引受けを行わないことがあります。

- 被保険者を同一とする保険契約で、過去に解約・失効した保険契約がある場合 など

(2) 代理店による募集行為 **注意喚起情報**

当社の代理店は、契約締結の媒介（仲介）のみを行います。

※代理店には、契約の締結権、告知の受領権および保険料の領収権はありません。

(3) 告知義務 **注意喚起情報** **約款** (第2章：第2条)

- 保険契約者または被保険者は、保険契約締結の際、当社が告知を求めた事項について、正確に事実を告げなければなりません。
- 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) クーリング・オフ（お申込みの撤回等） **注意喚起情報**

この保険契約にクーリング・オフの適用はありません。

(1) 保険事故に関する通知義務 (法律相談、弁護士委任契約の締結の前にご連絡いただく事項) **注意喚起情報** **約款** (第2章：第10条)

保険金請求を行うときは、法律相談前、弁護士委任契約の締結前、それぞれに、当社に通知し、当社の同意を得なければなりません。当社の事前の同意がない場合、保険金をお支払いできない場合があります。

(2) その他の通知義務 (ご契約後にご連絡いただく事項) **注意喚起情報** **約款** (第2章：第4条)

保険契約の締結後に、次の事項に該当する場合は、速やかに当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、保険契約が解除となること、または保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- 中小企業基本法に規定する企業または個人に該当しなくなった場合
- 保険契約者が事業を終了した場合
- 保険契約者の所在地または居住地が日本国内でなくなった場合 (法人の場合は本店所在地とします)
- 保険契約者または被保険者が反社会的勢力に該当することとなった場合 など

(3) 重大事由による解除 **注意喚起情報** **約款** (第2章：第22条)

次に該当する事由がある場合、当社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- 保険契約者または被保険者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき
- 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として原因事故もしくは損害を生じさせ、または生じさせようとしたとき
- 保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたとき
- 保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、当社に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力を用いた不当な要求を行ったとき、または法的に認められる正当な権利の範囲を超えた不当な要求を行ったとき など

(4) 保険契約の解約 **注意喚起情報** **約款** (第2章：21条、第23条)

- 保険契約者は、いつでもこの保険契約を解約することができます。解約請求をするときは、当社所定の書面を当社の本店または指定した場所に提出するものとします。
- 保険契約者が解約請求した場合、解約請求書が当社に到着した日を解約日とし、保険契約は解約日の属する月の翌月1日から将来に向かって効力を失います。

(5) 解約返戻金 **契約概要** **注意喚起情報** **約款** (第2章：第24条)

保険料が一括払で払い込まれた保険契約が保険期間満了日前に終了した場合、当社が返金する金額は、次の算式により算出し、1円単位を四捨五入して10円単位とした金額とします。

一括払いした保険料

×

(1-経過月数^(注) ÷ 12)

(注) 保険契約が終了した日の属する月までの期間とし、1ヶ月未満は切り上げます。

(6) 保険契約の更新

契約概要

注意喚起情報

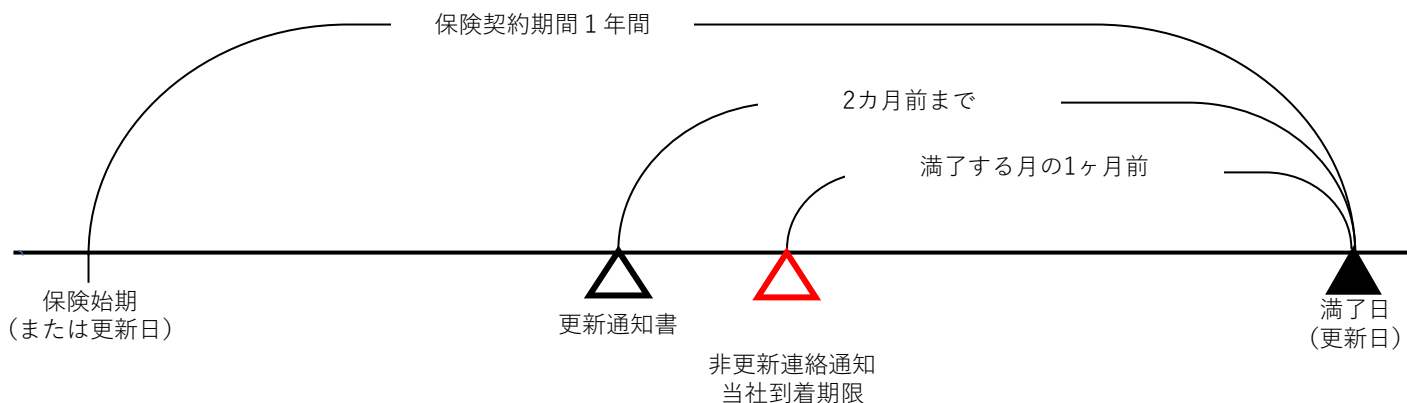
約款

(第2章：第25条、第26条)

- 当社は、保険期間満了日の2カ月前までに、更新後の契約内容等を書面（更新通知書）により保険契約者に通知します。
- 更新通知書の記載内容に変更すべき事項があるとき、または保険契約を継続しない場合、保険契約者は、保険期間満了日の1ヶ月前までに当社所定の書面にて当社に通知しなければなりません。
- 当社が更新通知書を送付した場合、保険契約者が保険期間満了日の1ヶ月前までに特段の意思表示をしない限り、更新通知書の記載内容と同一の内容で保険契約は更新され継続するものとします。
- 法律相談料不担保特約（法律相談料保険金をお支払いしないプラン）を付加することや、特約のみを解約することは更新時のみ可能です。

Q 保険契約を更新しない場合、いつまでに通知しなければなりませんか。

A 更新日の2カ月前までに「更新通知書」をお送りいたします。更新しない場合は当社までご連絡ください。当社より「非更新連絡通知」をお送りいたします。保険期間満了日の1ヶ月前までに、当社へ「非更新連絡通知」を送付してください。



(9) 満期返戻金・配当金


契約概要

この保険契約には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

(1) 少額短期保険業者とは **注意喚起情報**

当社は、保険業法第2条第18項に定める少額短期保険業者です。少額短期保険業者は次の範囲内で保険の引受けを行うことができます。

- 保険期間が1年（損害保険は2年）以内であって、保険金額が保険業法施行令第1条の6に定める金額（損害保険は1,000万円）以下である保険契約の引受け
- 1被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が1,000万円以下の引受け
- 1保険契約者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が10億円以下の引受け

(2) 当社の財務状況が悪化した場合における契約内容の変更等 **注意喚起情報**  **約款**（第2章：第30条、第31条、第32条）

当社は本保険が不採算となり、収支の改善が見込めないとき、または当社の財政状況に照らして業務の継続が著しく困難になったときは、次のとおり契約内容を変更することがあります。

- 保険契約の更新時における契約条件の見直し
- 保険契約の更新の取扱いの終了
- 保険期間中の保険料の増額または保険金の削減払い

(3) 保険契約者保護機構について **注意喚起情報**

当社は少額短期保険業者であり、「生命保険契約者保護機構」「損害保険契約者保護機構」の加入対象ではないため、同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。したがって、この保険契約は、保険業法第270条の3（保険契約の移転等における資金援助）第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。ただし、破綻した場合の損失の補填や支払事由が発生している保険契約への保険金支払を全うするために、当社は、少額短期保険業者登録時ならびに毎決算期に供託金を累積して法務局に供託しております。あらかじめご了承ください。お申込みいただきますようお願い申し上げます。

お客様の個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）

当社は、お客様の個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であると認識し、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）その他の関係法令等を遵守して、個人情報を取り扱います。また、当社は個人情報の取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底します。さらに、当社は、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。

(1) 個人情報の取得

当社は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金のお支払いその他業務上必要な範囲内で、かつ、主に申込書やアンケートによる適法で公正な手段により個人情報を取得します。

(2) 個人情報の利用目的

当社は、お客様の個人情報を、法令に定める場合を除き、次の業務を実施する目的の範囲内で利用いたします。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金のお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ⑤ お客様からの問い合わせ、依頼等への対応
- ⑥ その他上記①から⑤に附随する業務ならびに当社の業務、運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務の実施

(3)個人データの第三者使用

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく個人データを第三者に提供することはありません。

① 法令に基づく場合

② 当社の業務遂行上必要な範囲で、委託先に提供する場合

- A. 保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、弁護士、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- B. 契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をする上での参考とするために、個人情報を損害調査業務委託先および他の損害保険会社（少額短期保険業者・共済事業者を含みます。）と共同利用すること
- C. 再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払い等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

(4)センシティブ情報のお取り扱い

当社は、センシティブ情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

(5)個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等のご請求

当社は、個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等のご請求に適切に対応します。ご請求につきましては、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。ご請求者がご本人であることをご確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答します。なお、利用目的の通知および開示のご請求につきましては、当社所定の手数料をいただきます。

(6)個人データの管理

当社は、個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、当社は、外部に個人データの取扱いを委託する場合は、委託先の情報管理態勢を確認するなど必要かつ適切な監督を行います。

(7)お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。当社の個人情報の取扱いや保有個人データに関するご照会につきましては、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

<保険に関する相談・苦情・お問い合わせは>

総合カスタマーセンター（フリーコール）： 0120-741-066

【受付時間】月～金曜日 10：00～17：00

（土日祝日および年末年始を除く）

<万一、事故が起こった場合は>

保険ご利用相談ダイヤル（フリーコール）： 0120-783-308

【受付時間】月～金曜日 10：00～17：00

（土日祝日および年末年始を除く）

指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社は法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と「手続実施基本契約」を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、日本少額短期保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

【当社加入協会】 一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL（フリーダイヤル）：0120-82-1144 FAX：03-3297-0755

【受付時間】月～金曜日 9：00～12：00 13：00～17：00（土日祝日および年末年始を除く）

ミカタ少額短期保険株式会社

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-3-13

URL：https://mikata-ins.co.jp/ Email:contact@mikata-ins.co.jp

弁護士費用保険 事業型【事業者のミカタ】重要事項説明の補足説明

(ご契約締結前に、重要事項説明書とともにご一読ください。)

1.原因事故・保険事故について

- Q.1 原因事故と保険事故の違いについて教えてください。
- Q.2 法律相談料保険金の原因事故とは具体的にどのような状態をいうのですか。
- Q.3 弁護士費用保険金の原因事故とは具体的にどのような状態をいうのですか。
- Q.4 原因事故の発生時期はどのように判断するのですか。

2.待機期間・不担保期間について

- Q.5 保険加入前のトラブルについて、加入後に弁護士を利用すれば保険金が支払われるのですか。
- Q.6 待機期間について教えてください。
- Q.7 不担保期間の経過後に弁護士を利用すれば保険金が支払われるのですか。
- Q.8 特定原因不担保について教えてください。

3.保険金の支払い対象について

- Q.9 職業・事業活動に関する事件とは具体的にどのようなものですか。
- Q.10 同じ相手方と複数のトラブルが発生した場合でも保険を利用できますか。
- Q.11 偶発事故とは具体的にどのような事故を指すのですか。
- Q.12 弁護士とトラブルになった場合は支払対象となりますか。
- Q.13 保険金の支払対象となるのは弁護士を利用したときに限られますか。
- Q.14 行政(国や地方公共団体など)を相手方とするトラブルは対象となりますか。
- Q.15 事業資金の出資など、投機的取引に関するトラブルは対象となりますか。
- Q.16 刑事事件など、犯罪行為が絡む事件も対象となりますか。
- Q.17 事業活動を終了した場合でも、保険金は支払われますか。

4.保険金のお支払いについて

- Q.18 保険金の種類と支払対象となる費用について教えてください。
- Q.19 商品タイプごとの補償内容について教えてください。
- Q.20 弁護士に法律相談や事件処理を委任した後に保険金請求した場合も、支払われるのですか。
- Q.21 基準弁護士費用とは何ですか。
- Q.22 基準紛争利益とは何ですか。
- Q.23 基準紛争利益として認められない場合はありますか？
- Q.24 事件終了時の基準紛争利益が、委任契約締結時の基準紛争利益を上回った場合はどうなりますか。
- Q.25 慰謝料を請求する場合、どのような形で弁護士費用保険金が支払われるのか教えてください。
- Q.26 保険金の具体的な算出方法を教えてください。
- Q.27 時間制報酬方式とは何ですか。
- Q.28 保険金が支払われた後に弁護士を変更したのですが、保険金は再度支払われるのですか。

5.その他

- Q.29 個人向けの保険と、重複して加入することはできますか？
- Q.30 未成年の子が事業者として登録している場合でも、保険に加入することはできますか？

1. 原因事故・保険事故について

Q.1 原因事故と保険事故の違いについて教えてください。

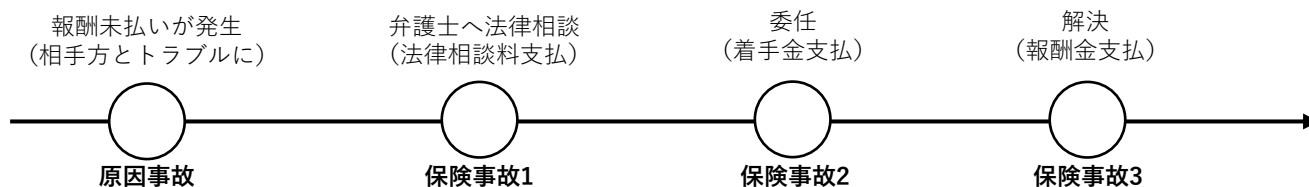
A.1 「原因事故」とは、弁護士へ法律相談料や弁護士費用等を支払う原因となった法的トラブルのことです。
 「保険事故」とは、法律相談料や弁護士費用等を負担することによって被保険者が損害を被ることです。
 当社は、保険事故に対して保険金をお支払いします。

<例> 事故の場合、事故の相手方と賠償金などについてトラブルになっている状態が原因事故に該当し、その解決のために弁護士に法律相談をしたり、訴訟を委任したりする費用を被保険者が弁護士に支払うことが保険事故に該当します。
 また、請負トラブルの場合、取引先が期限を過ぎても報酬を支払わない状態が原因事故に該当し、その解決のために、弁護士に法律相談をしたり、訴訟を委任したりする費用を被保険者が弁護士に支払うことが保険事故に該当します。

	原因事故	保険事故
事故	事故の相手方と賠償金などについてトラブルになっている状態	弁護士に法律相談料や弁護士費用を支払うこと
請負トラブル	取引先から報酬が支払われない状態	弁護士に法律相談料や弁護士費用を支払うこと

なお、保険金の支払対象となる費用を複数回にわたり負担する場合は、各費用を負担するごとに保険事故が発生することとなります。

<例> トラブルを解決するために、被保険者が弁護士に法律相談料・着手金・報酬金を支払う場合、その都度、保険事故が発生し、保険金が支払われます。なお、保険金の請求は保険事故ごとに行う必要があります。



Q.2 法律相談料保険金の原因事故（Q.1参照）とは具体的にどのような状態をいうのですか。

A.2 法律相談料保険金の支払対象となる原因事故を「問題事象」といい、弁護士費用保険金の支払対象となる原因事故を「法律事件」といいます。

問題事象とは、「法的紛争に発展する可能性の高い事実が発生し、被保険者が自らの権利や利益を守るために法律の専門家である弁護士の助言を必要としている状態」をいい、具体的には次の客観的要件と主観的要件を充たすことが必要となります。

- ① 客観的要件：保険約款の第2条2(1)(2)に規定する原因事実のいずれかが発生していること
- ② 主観的要件：被保険者が法的紛争に発展する可能性を認識し、自らの権利や利益を守るために弁護士の助言を必要としていること

問題事象（法律相談料保険金の支払対象となる原因事故）の例

問題事象（法律相談料保険金の支払対象）に該当するもの	問題事象（法律相談料保険金の支払対象）に該当しないもの
明渡しの期日をすぎても退去してもらえないが、どうすればよいか。 ①客観的要件：期日を過ぎても退去しない ②主観的要件：弁護士の助言を必要としている	定期借家で不動産を貸しているが、明渡しに応じてもらえない場合の解決策を知りたい。 ①客観的要件：－ ②主観的要件：弁護士の助言を必要としている ★期日を過ぎても退去しないという事実がない
自社で登録している商品名を、相手方が無断で使用しているため、どうすればよいか。 ①客観的要件：商標権の侵害 ②主観的要件：弁護士の助言を必要としている	自社で登録している商品名を、無断使用された場合の対応について教えてほしい。 ①客観的要件：－ ②主観的要件：弁護士の助言を必要としている ★商標権の侵害にあったという事実がない

Q.3 弁護士費用保険金の原因事故（Q.1参照）とは具体的にどのような状態をいうのですか。

A.3 法律事件とは、「ある原因事実に係る自分と相手方の要求・主張に隔たりがあり、当事者同士の話し合いでは合意形成が困難な問題について、被保険者が自らの権利や利益を守るために法的な解決を必要としている状態」をいい、具体的には次の客観的要件と主観的要件を充たすことが必要となります。

- ① 客観的要件：
- (1) 保険約款の第3条2（1）に規定する原因事実のいずれかが発生していること
 - (2) 原因事実に関し、自分と相手方の要求・主張に隔たりがあり、当事者同士の話し合いでは合意形成が困難な状態にあること
- ② 主観的要件：被保険者が自らの権利や利益を守るために、法的な解決を必要としていること

法律事件（弁護士費用保険金の支払対象となる原因事故）の例

法律事件（弁護士費用保険金の支払事例）に該当するもの	法律事件（弁護士費用保険金の支払対象）に該当しないもの
<p>明渡しの期日を過ぎても退去しないため、弁護士に相談し、内容証明を送った。 しかし、それでも解決しないため訴訟して退去させたい。</p> <p>①客観的要件（1）：期日を過ぎても退去しない （2）：当事者同士では合意が困難</p> <p>②主観的要件：法的解決を必要としている</p>	<p>明渡しの期日を過ぎても退去しないため、弁護士に相談し内容証明を送ったところ、来月退去してもらえることになった。念のため訴訟して裁判所の判決を知りたい。</p> <p>①客観的要件（1）：期日を過ぎても退去しない （2）：合意解決</p> <p>★当事者同士で合意解決ができていることから、法的解決を必要な状態とは言えない。</p>
<p>自社で登録している商品名を、相手方が無断で使用していたため、削除を求めたが応じない。 損害賠償請求の訴訟を起こしたい。</p> <p>①客観的要件（1）：商標権を侵害された （2）：当事者同士では合意が困難</p> <p>②主観的要件：法的解決を必要としている</p>	<p>自社で登録している商品名を、相手方が無断で使用していたため削除を求めたところ、使用停止し相手方が賠償金を支払うことで合意した。念のため合意書を作成しておきたい。</p> <p>①客観的要件（1）：商標権を侵害された （2）：合意解決</p> <p>★当事者同士で合意解決ができていることから、法的解決を必要な状態とは言えない。</p>

Q.4 原因事故（Q.1参照）の発生時期はどのように判断するのですか。

A.4 原因事故の発生時期は、「原因事実」の発生時期に基づいて判断します。原因事実とは、「被保険者が行う法的請求の根拠となる事実、または他人から受けた法的請求・通知など」をいい、原因事実が生じた時に原因事故が発生したものとみなします。

<例> (1) 被保険者が顧客に製品を販売し、(2) 販売した製品の支払期日になっても支払われなかったので、(3) 内容証明郵便を送付したが支払われないという場合、被保険者は、相手方の債務不履行（債務者が契約などで決められた義務を履行しないこと）を根拠として、法的請求（売買契約に基づく代金支払請求）を行うこととなります。
したがって、この場合、(2) が原因事実に該当し、債務不履行があった時に原因事故が発生したことになります。

- (1) 顧客に製品を販売した (2) 支払日になったが支払ってもらえない (3) 内容証明郵便送付



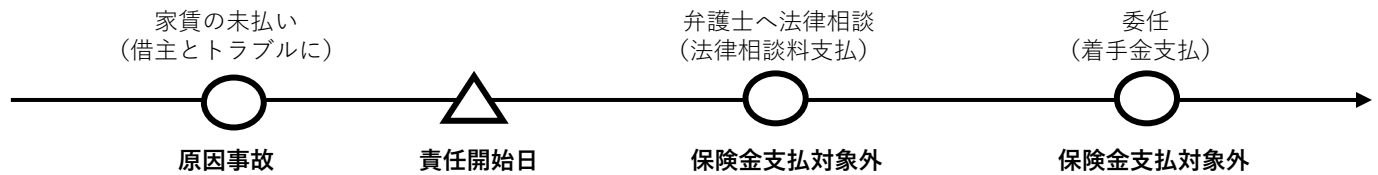
原因事実（原因事故発生日）

※原因事故の発生は、弁護士を利用して法的請求をした時ではありません。

2. 待機期間・不担保期間について

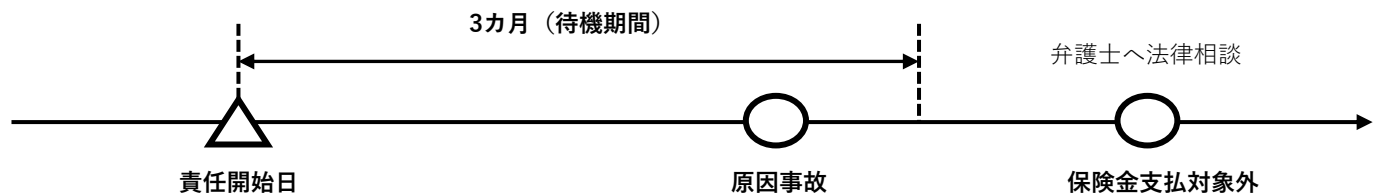
Q.5 保険加入前のトラブルについて、加入後に弁護士を利用すれば保険金が支払われるのですか。

A.5 原因事故が責任開始日前に発生している場合は、**保険金の支払対象とはなりません**。原因事故が責任開始日前に発生している場合は、責任開始日後に法律相談や委任をしたとしても、保険金はお支払いしません。



Q.6 待機期間について教えてください。

A.6 原因事故が待機期間（責任開始日から3カ月間）中に発生した場合は、**保険金の支払対象とはなりません**。
 なお、偶発事故^(※)には、待機期間がありませんので、待機期間中に事故（原因事故）が発生した場合でも、保険金の支払対象になります。

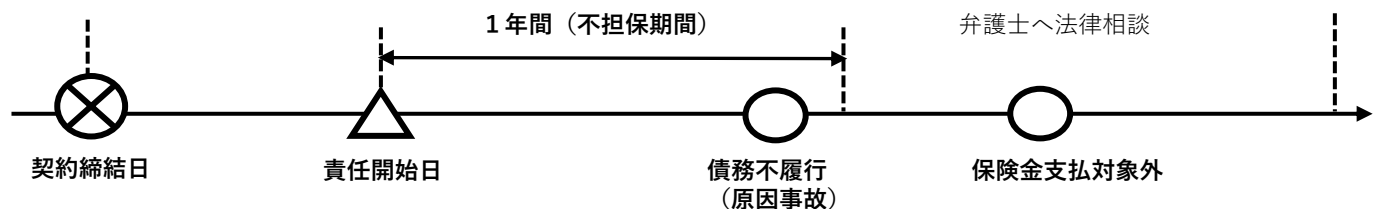


※偶発事故については、Q.11および保険約款の第7条をご参照ください。

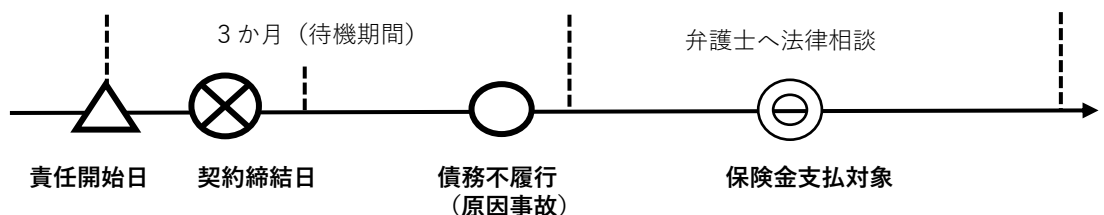
Q.7 不担保期間の経過後に弁護士を利用すれば保険金が支払われるのですか。

A.7 保険金の支払対象となるかどうかは、原因事故の発生時期に基づいて判断します。したがって、原因事故が待機期間中や不担保期間中に発生している場合は、その経過後に法律相談や委任をしたとしても、保険金の支払対象とはなりません（待機期間、不担保期間が適用されないトラブルを除きます）。

【特定原因不担保に該当する事件の場合】



★責任開始日後に締結した契約に関するトラブルは、次の扱いとなります。



Q.8 特定原因不担保について教えてください。

A.8 「特定原因不担保」とは、特定のトラブルについては、原因事故が不担保期間（責任開始日から1年間）中に発生した場合、保険金をお支払いしない取扱いのことをいいます。特定原因不担保の対象となるトラブルは、次のものです。

① **労働・勤務条件に関する事件**

労働・勤務条件に関する事件とは下記に掲げるものをいいます。

- (ア) 解雇・雇止め・退職に関する事件
＜例＞有期雇用の従業員の期間満了のため契約終了したところ、契約更新を不当に拒絶されたとして訴訟を提起された。
- (イ) 配置転換・出向・転籍に関する事件
＜例＞従業員に営業職から事務職への異動を命じたところ、配置転換無効の確認請求をされた。
- (ウ) 賃金・賞与・退職金に関する事件
＜例＞従業員から、残業代未払いがあったとして訴訟を提起された。
- (エ) 長時間労働、劣悪な労働環境等に起因する過労死・精神障害に関する事件
＜例＞長時間の残業が原因で死亡したとして、従業員の遺族から損害賠償請求の訴訟を提起された。
- (オ) その他、労働協約・就業規則・労働契約に基づく労働条件または勤務条件に関する事件
＜例＞経営悪化により賃金引下げを行ったところ、従業員から就業規則変更無効の確認請求をされた。
- (注) ただし、以下のものは労働・勤務条件に関する事件から除きます。
 - ・競業避止義務違反事件・秘密保持義務違反事件
＜例＞退職した従業員が自社で開発したノウハウを転職先の競合他社に開示した為、訴訟を提起したい。
 - ・セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、その他のハラスメントに関する事件
＜例＞パワハラにより、適正な業務を与えず不当に評価を下げられているとして訴訟を提起された。

② **責任開始日前に締結した契約に関する事件**

契約に基づく債権の発生・不発生・変更・消滅または不履行に関する事件をいいます。
なお、契約締結時の判定は次の通りとします。

- (ア) 継続的もしくは反復的な取引については最初の取引を開始した時に契約を締結したとみなします。
＜例＞保険加入前に締結し継続している業務委託契約に関して加入後にトラブルになった場合
- (イ) 契約更新の場合は、最初の契約を締結した時に契約を締結したとみなします。
＜例＞保険加入前に締結した賃貸借契約を自動更新していたが加入後にトラブルになった場合
- (ウ) 契約内容を一部変更したときは、変更部分に関してのみ変更時に契約したとみなします。
＜例＞保険加入前に締結した賃貸借契約の更新時に賃料を変更したが、加入後に不当な引き上げだと訴訟を提起された場合

※特定原因不担保については、保険約款の第8条をご参照ください。

3. 保険金の支払対象について

Q.9 職業・事業活動に関する事件とは具体的にどのようなものですか。

A.9 職業・事業活動に関する事件は、次の（ア）～（エ）に該当する事件となります。

- （ア）被保険者が従事する業務の遂行に起因もしくは付随して発生した事件
＜例＞ビルの解体工事中に、隣接しているマンションの壁を破損させてしまったため、損害賠償請求を受けた
＜例＞新事業立ち上げのため、銀行から借入れをしたが業績が上がらず返済が滞り請求を受けた
＜例＞業務提携先から、商品の秘密情報を漏洩させたとして損害賠償請求を受けた
＜例＞業務中にパワハラを受け体調を崩して退職した従業員から、会社の管理責任を問われ慰謝料請求を受けた
- （イ）被保険者が従事する業務上の用途に供することを目的として、現在または過去に所有・使用・管理する財産・権利・施設に関して直面したもの
＜例＞経営する飲食店でお客様同士がケンカになり、テーブルや食器が壊れたため損害賠償請求をする
＜例＞事務所として借りているビルの大家から、立退き請求を受けている
- （ウ）次に掲げるいずれかの業務に従事する被保険者が、当該業務の遂行に際して直面した不慮の事故に関する事件
a.交通用具の運転 ※自動車および原動機付自転車を除く
b.工作機械の操作
c.危険物もしくは有害物質の取扱い
d.危険な場所での作業
e.その他事故発生の危険性が高い業務
＜例＞従業員が金属加工のため機械を操作している際に指を切断し、安全配慮義務違反として損害賠償請求をうけた
- （エ）反復もしくは継続して行われる有償の資産の譲渡、貸付、役務の提供に関して直面したもの
＜例＞所有ビルの一部をテナントとして貸しているが、賃料の未払いがあるため請求する
＜例＞マンションを事務所として使用しているが、大家から立退き請求を受けている

次の場合は、職業・事業活動に関する事件に含まれません。

- ・被保険者が労働者またはこれに類する立場で、労働・勤務条件に関する事件に直面した場合
＜例＞個人事業主として運送業を行っているが、不当に出勤日数を減らされたため損害賠償請求したい。
- ・事業者としてではなく、一個人が請求をする、または請求をされる場合
＜例＞ネット上で、代表者個人について誹謗中傷の書き込みをされたため慰謝料を請求する
＜例＞業務中にパワハラ行為を受けたとして、従業員から代表者個人が慰謝料の請求を受けた
- ・過去に業務で使用していたが、現在は個人がプライベート用として使用している場合
＜例＞事務所として使用していたが、現在は個人住居として使用している部屋での水漏れ事故
- ・自動車および、原動機付自転車の事故
＜例＞従業員が法人名義の車を運転中に追突事故に遭ったため損害賠償請求する

Q.10 同じ相手方と複数のトラブルが発生した場合でも保険を利用できますか。

A.10 保険金を支払った原因事故の相手方と同一の者を相手方として、その原因事故から3年以内に異なる原因事故が生じたとしても、当該原因事故に関し弁護士費用保険金は支払対象とはなりません。

- ＜例＞A社から売掛金の支払がないため保険を利用して弁護士に交渉を依頼して回収をした。
1年後、A社から依頼されていた商品の納品が遅れたことによる損害賠償請求を受けた場合
➡過去の原因事故から3年経過していないため保険金お支払いの対象とはなりません。

Q.11 偶発事故とは具体的にどのような事故を指すのですか。

A.11 急激^(注1)かつ偶然^(注2)な外来^(注3)の事故による身体の障害^(注4)^(注5)または財物の損壊^(注6)を原因事実とする原因事故をいいます。

偶発事故	急激かつ偶然な外来の事故による身体の障害または財物の損壊
一般事件	保険金のお支払いの対象となる法的トラブルのうち、偶発事故に該当しないもの

(注1) 「急激」とは、事故が突発的で損失発生までの過程において時間的間隔がなく、事故の発生が被保険者にとって予測・回避できないことをいいます。

(注2) 「偶然」とは、事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できないものや、被保険者の意思に基づかないものをいいます。

(注3) 「外来」とは、事故の原因が外部からの作用によることをいいます。

(注4) 身体に被った傷害、疾病、またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいいます。

(注5) 精神的障害のみの場合を除きます。

(注6) 財産的価値を有する物の滅失、損傷、汚損(使用不能損害を含みます。)をいいます。

<例> 店舗の看板の落下により、ケガを負わせた相手方から損害賠償請求をうけた

<例> 上階の水漏れにより、店舗の商品が汚損したため損害賠償請求をする

※偶発事故のうち自動車(※)および原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する事故に関する事件は、お支払いの対象とはなりません。

(※)大型自動二輪車、普通自動二輪車も含みます。

被保険者が自動車等に搭乗している状態および自動車等に搭乗していない状態のいずれをも含みます。

なお、次の(ア)～(エ)の場合は、偶発事故に該当しないため、一般事件となります。

(ア) 慢性疾患、細菌性、ウィルス性等による食中毒、有毒物質を継続的に摂取した結果生じる中毒症状、その他時間の経過とともに進行する類似のもの

(イ) 被保険者が次の行為を受けたことによって生じた身体の障害※

- ・ 診療、診察、検査、診断、治療、看護、疾病の予防
- ・ 医薬品または医療用具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
- ・ 身体の整形
- ・ あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等

※被保険者が準委任契約に基づく上記の行為を行ったことによって生じた身体の障害についても、一般事件として取り扱います。

<例> 手術中後、後遺症が残った患者から、病院の医療過誤を問われ損害賠償を受けた

(ウ) 物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、その他時間の経過とともに進行する類似の事由を理由とする物の損壊

(エ) 被保険者が、自動車、自転車その他の車両を競技、曲技^(注1)もしくは試験のために使用している場合、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注2)している場合に生じた事故

(注1) 競技または曲技のための練習を含みます。

(注2) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を含みません。

Q.12 弁護士とトラブルになった場合は支払対象となりますか。

A.12 法律相談や事務処理を委任した弁護士を相手方とし、事件処理の方法や、弁護士へ支払う費用についてトラブルになった場合は、保険金の支払対象なりません。

<例> 示談交渉を依頼していた弁護士の対応が遅いため契約解除をし、着手金の返還を求めたい

Q.13 保険金の支払対象となるのは弁護士を利用したときに限られますか。

A.13 本保険は、弁護士を利用したときの費用についてのみお支払いの対象としています。
司法書士・行政書士に対する法律相談、その他の専門家（公認会計士・税理士・カウンセラーなど）に相談した場合は、保険金の支払対象となりません。

Q.14 行政（国や地方公共団体など）を相手方とするトラブルは対象となりますか。

A.14 国、地方公共団体、行政庁、その他行政機関を相手方とする法律事件は、法律相談料保険金は支払いの対象となりますが弁護士費用保険金は支払いの対象とはなりません。
ただし、例外として、次の場合は、法律相談料保険金・弁護士費用保険金ともお支払いの対象となります。

① 国家賠償請求事件

<例> 市の職員が機密情報を第三者へ開示したことにより損害を受けた事業者が、国に対して損害賠償請求を行う場合

② 税務に関する不服申立て、税務訴訟

<例> 確定申告をしたが、申告漏れと指摘され追徴税の請求を受けている

Q.15 事業資金の出資など、投機的取引に関するトラブルは対象となりますか。

A.15 次に掲げる投機的取引に関する法律事件は、法律相談料保険金はお支払いの対象となりますが、
弁護士費用保険金はお支払いの対象とはなりません。

① 事業資金の出資、有価証券投資に関する法律事件

<例> 取引先から元本保証を約束され出資を行ったが、業績悪化により支払が滞ったため返還請求をする

② 取引によって取得もしくは譲渡した不動産・動産・有価証券またはその他権利の財産的価値が、
経済状況・社会情勢の変化等に伴って変動したことにより、当該取引の相手方との間で発生した事件

<例> 法人名義で投資信託を行っていたが、損失が出たため投資家から損害賠償請求されている

③ 預託等取引契約に関する法律事件

<例> 法人名義で保有するゴルフ会員権について、償還期限が過ぎたが返金されないため預託金の返還請求をする

Q.16 刑事事件など、犯罪行為が絡む事件も対象となりますか。

A.16 刑事事件は、法律相談料保険金の支払対象となりますが、弁護士費用保険金のお支払いの対象とはなりません。

被害者が加害者に民事上の損害賠償請求をする場合、または加害者が被害者から民事上の損害賠償請求をされた場合は法律相談料保険金・弁護士費用等保険金ともお支払の対象となります。

※被保険者が加害者の場合において加害者に故意または重過失がある場合、加害者が起訴された場合（無罪が確定した場合を除きます）は、法律相談料保険金・弁護士費用保険金ともお支払いの対象とはなりません。

<例> A社製品をB社が使用していた際に、製品の欠陥が原因で爆発し損害を被った場合

●Aが被保険者であるとき

Aが刑を軽くするための防御活動を行う場合

➡法律相談料保険金のみ支払対象

AがBから民事上の損害賠償を請求された場合

➡法律相談料保険金・弁護士費用保険金とも支払対象

●Bが被保険者であるとき

BがAに民事上の損害賠償請求する場合

➡法律相談料保険金・弁護士費用保険金とも支払対象

Q.17 事業活動を終了した場合でも、保険金は支払われますか。

A.17 保険契約者が、この保険契約の締結に際してあらかじめ指定した事業活動を終了したとき、この保険契約は失効します。この場合、保険契約が失効する前に原因事故が発生していたとしても、当社は保険金を支払いません。ただし、当社がすでに保険金の支払承認をしていた場合は、承認した範囲で保険金を支払います。

<例> 売掛金の未払い請求を受け、弁護士に委任中に経営が破綻したため事業を終了した。

- ①当社にて事件処理終了まで承認済みの場合 → 法律相談料保険金・弁護士費用保険金※をお支払いします。
- ②当社にて受付をしていない場合 → 保険金をお支払いしません。

※商品タイプによってお支払いする保険金の種類が異なります。詳細はQ19を参照

4. 保険金のお支払いについて

Q.18 保険金の種類と支払対象となる費用について教えてください。

A.18 この保険の支払対象となる費用は、次のとおりです。

保険金の種類	標準プラン	法律相談料不担保特約プラン
法律相談料保険金	法律相談料	—
弁護士費用保険金	着手金・手数料・時間制報酬（タイムチャージ） 報酬金、日当、実費等	着手金・手数料・時間制報酬（タイムチャージ） 報酬金、日当、実費等

※時間制報酬（タイムチャージ）は、同一の事件につき着手金および報酬金と同時には請求できません。
※報酬金・日当・実費は、商品タイプによっては対象とはならない場合があります。

Q.19 商品タイプごとの補償内容について教えてください。

A.19 商品タイプよっての限度額および補償内容は、次のとおりです。

商品タイプ		ライト	スタンダード	プレミアム
法律相談料保険金	1事件支払限度額	22,000円	44,000円	120,000円
	年間支払限度	10万円	20万円	30万円
弁護士費用保険金	1事件支払限度額	50万円	100万円	200万円
	年間支払限度	100万円	200万円	400万円
縮小てん補割合※	着手金・手数料・時間制報酬	70%	70%	70%
	報酬金・日当・実費	—	—	35%

※縮小てん補割合は、弁護士費用保険金のみ適用されます。

Q.20 弁護士に法律相談や事件処理を委任した後に保険金請求した場合も、支払われるのですか。

A.20 保険を利用する場合は、あらかじめ当社に通知しなければなりません。
事前の通知前に実施した法律相談、または委任契約を締結し、弁護士費用の損害を被った場合は、当社は、保険金をお支払いしません。

トラブルの原因事故の発生時期・内容および弁護士費用の算出根拠を確認するために、被保険者または弁護士に対して、当該事項に係る説明または資料の提出を求める場合があります。

Q.21 基準弁護士費用とは何ですか。

A.21 「基準弁護士費用」とは、当社が弁護士費用保険金のお支払いに際して採用する弁護士費用の基準額で、法律事件の種類ごとに一定の額または一定の割合が定められています^(注)。
(注) 基準弁護士費用は、普通保険約款の別表1「基準弁護士費用算定表」に定められています。

< 訴訟事件の基準弁護士費用 >

基準紛争利益	委任契約時（着手金）	事件終了時（報酬金）
300万円以下	8%（最低額は100,000円）	16%
300万円超 3,000万円以下	5% + 90,000円	10% + 180,000円
3,000万円超 3億円以下	3% + 690,000円	6% + 1,380,000円
3億円超	2% + 3,690,000円	4% + 7,380,000円

< 例 > 基準紛争利益（Q.23参照）が1,000万円の訴訟事件の基準弁護士費用は、次のとおりです。

着手金	$(1,000万円 \times 5\% + 9万円) \times 消費税 = 649,000円$
報酬金	$(1,000万円 \times 10\% + 18万円) \times 消費税 = 1,298,000円$

Q.22 基準紛争利益とは何ですか。

A.22 「基準弁護士費用」とは、事件の解決により被保険者が得る利益として、弁護士費用保険金の支払額の決定に際し、当社が定める方法により算出した金額のことです。
基準紛争利益は、委任契約締結時、事件終了時にそれぞれ算出し、基準弁護士費用の算出基礎となります。

- 委任契約締結時：弁護士に法律事件の解決を依頼することによって得られる可能性のある期待利益に基づいて算出
- 事件終了時：弁護士に法律事件の解決を依頼したことによって実際に得られた確定利益に基づいて算出

< 例 > 上階からの水漏れにより店舗の備品や機材が破損したため備品等の損害400万円と、慰謝料600万円の損害賠償請求を行った結果、800万円の支払いが認められた場合

- ・ 委任契約締結時の基準紛争利益：400万円・・・慰謝料は承認不可（Q26参照）
- ・ 事件終了時の基準紛争利益：800万円

なお、着手金は当社の算出した委任契約締結時の基準紛争利益に基づき、弁護士費用保険金をお支払いしますが、事件終了時の基準紛争利益が委任契約締結時の基準紛争利益を超えることとなった場合は、当社は着手金対応分として支払うべき保険金を再計算し、既に当社がお支払いした保険金との差額をお支払いします。

Q.23 基準紛争利益として認められない場合はありますか？

A.23 被保険者が相手方に金銭を請求する場合、原則として請求額が基準紛争利益になりますが、次に掲げる額は基準紛争利益に算入しません。

- この保険契約の支払対象外である原因事実に係る損失額または請求額
 <例> 保険加入前から返済が滞っている売掛金についての請求も併せて行う場合
- 被保険者と相手方との間で争いのない事項に相当する額
 <例> 1,000万円を請求する場合のうち、600万円は相手方と支払うことが合意できている場合
- 被保険者、保険金請求権者または弁護士からの説明または資料が不足し、または不十分であるために、基準紛争利益の額を算出することが困難な額
 <例> 相手方に1,000万円を請求しているが、そのうち400万円についての根拠が不明確である場合
- 被保険者が損失の拡大を防止できたにもかかわらず、それを放置した結果、拡大した損失額
 <例> 税金の未払いが発生していたが、放置していた場合
- 被保険者が主張する経済的利益の額が一般に適正・妥当な水準を超える場合における当該超過額
 <例> 時価100万円の動産に対して、1,000万円を請求する場合

Q.24 事件終了時の基準紛争利益が、委任契約締結時の基準紛争利益を上回った場合はどうなりますか。

A.24 事件終了時の基準紛争利益の額が、委任契約締結時の基準紛争利益の額を上回ることとなった場合、当社は、委任契約締結時に着手金対応分として支払うべきであった保険金の額を事件終了時の基準紛争利益に基づいて再計算し、既に支払った保険金を超える部分の金額をお支払いします。

<例> 100万円で購入した美術品を壊され、慰謝料含め1,000万円を請求、訴訟の結果賠償金150万円が認められた

委任契約締結時の基準紛争利益100万円※<事件終了時の基準紛争利益150万円

※購入価格を承認しています。慰謝料の取扱いについては、Q.22を参照

事件終了時の確定した委任時の基準紛争利益を上回ったため着手金を再計算します。

①委任契約時	100万円×8%×消費税=88,000円 88,000円<100,000円(着手金最低金額※)×消費税=110,000円 110,000円×70%(縮小てん補割合)=77,000円
②事件終了時	150万円×8%×消費税=132,000円 132,000円×70%(縮小てん補割合)=92,400円
事件終了時着手金 ②-①	15,400円

※着手金の基準弁護士費用の最低額は100,000円×消費税と定めています。
 ※基準弁護士費用の算出方法は、Q.21の訴訟事件の基準弁護士費用の算出方法を参照

Q.25 慰謝料を請求する場合、どのような形で弁護士費用保険金が支払われるのか教えてください。

A.25 慰謝料については、次の場合に基準紛争利益に算入し、弁護士費用等保険金をお支払いします。

① 委任契約締結時にお支払いする保険金

次のいずれかによって精神的苦痛を受けた場合（注）

- a.人身損害（死亡・後遺障害・入通院を要する傷害が発生した場合に限る）
- b.名誉毀損、プライバシーの侵害
- c.学校などにおけるいじめ、体罰、虐待
- d.職場などにおけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、その他ハラスメント
- e.ストーカー、性犯罪
- f.離婚、内縁破棄、婚約破棄、不貞行為
- g.その他、当社が特別に承認したもの

（注） 請求する慰謝料の額が紛争の実態に比して明らかに高額である場合などは、請求額の一部を基準紛争利益として算定します。（Q.24参照）。

また、委任契約締結時においては、a からgに該当しない慰謝料については保険金をお支払いしません。

② 事件終了時にお支払いする保険金

慰謝料として実際に認められた場合

※事件終了時の基準紛争利益が、委任契約締結時の基準紛争利益を上回った場合の取扱いについては、Q.24を参照

Q.26 保険金の具体的な算出方法を教えてください。

A.26 弁護士費用保険金は、基準弁護士費用から算出した金額と弁護士に支払う金額のいずれか少ない金額となります。保険金の具体的な支払額は、次のとおり算出します。

<例> 上階からの水漏れにより、店舗内の機材や備品等が破損または汚損し、350万円の損害賠償請求を行った結果、280万円の損害賠償請求が認められた場合

【被保険者が支払った費用】

①法律相談料11,000円、②着手金330,000円、③報酬金440,000円、④日当33,000円、⑤実費等50,000円（合計864,000円）

【保険金支払額】

法律相談料（法律相談料保険金）	保険金支払額： 11,000円
着手金（弁護士費用保険金）	基準紛争利益：350万円 基準弁護士費用（訴訟事件）：（350万円×5%＋9万円）×消費税＝291,500円 291,500円×縮小てん補割合70%＝204,050円 保険金支払額：330,000円＞204,050円であるため、 204,050円
報酬金（弁護士費用保険金）	基準紛争利益：280万円 基準弁護士費用（訴訟事件）：（280万円×16%）×消費税＝492,800円 492,800円×縮小てん補割合35%＝172,480円 保険金支払額：440,000円＞172,480円であるため、 172,480円
日当（弁護士費用保険金）	基準弁護士費用（往復2時間超4時間以下）：30,000円×消費税＝33,000円 保険金支払額：33,000円＞11,550円であるため、 11,550円
実費等（弁護士費用保険金）	50,000円×縮小てん補割合35%＝17,500円 保険金支払額：50,000円＞17,500円であるため、 17,500円
保険金支払額合計	11,000円＋204,050円＋172,480円＋11,550円＋17,500円＝ 416,580円

【被保険者の自己負担額】

864,000円－416,580円＝**447,420円**

※報酬金、日当、実費等はプレミアムタイプのみ保険金お支払対象となります。

※基準弁護士費用の算出方法は、Q.21の訴訟事件の基準弁護士費用の算出方法を参照

Q.27 時間制報酬方式とは何ですか。

- A.27 「時間制報酬方式」とは、単位時間あたりの委任事務処理報酬にその処理に要した時間を乗じた額により、弁護士報酬を計算する方式をいいます。ただし、同一の事件について、着手金および報酬金と同時に請求することはできません。
- 1時間当たりの単価 : 20,000円(税別)
 - 1事件当たりの所要時間の上限: 30時間 ※所要時間が超過する可能性がある場合は、別途協議とします。

弁護士費用保険金は、基準弁護士費用から算出した金額と弁護士に支払う金額のいずれか少ない金額となります。保険金の具体的な支払額は、次のとおりに算出します。

<例> 時間制報酬方式で弁護士に依頼し、解決までに要した時間が20時間(うち日当対応分2時間)、200万円の損害賠償請求を行った結果、150万円の賠償金が認められた場合

【被保険者が支払った費用】

執務時間20時間×20,000円×消費税=440,000円

【保険金支払額】

商品タイプ	ライト・スタンダード	プレミアム
①着手金対応分	200万円×8%×消費税=176,000円 176,000円×70%=123,200円	200万円×8%×消費税=176,000円 176,000円×70%=123,200円
②報酬金対応分	支払対象外	150万円×16%×消費税=264,000円 264,000円×35%=92,400円
③日当対応分	支払対象外	30,000円×消費税=33,000円 33,000円×35%=11,550円
保険金支払金額 ①+②+③	123,200円	123,200円+92,400円+11,550円= 227,150円
被保険者自己負担額	440,000円-123,200円= 316,800円	440,000円-227,150円= 212,850円

Q.28 保険金が支払われた後に弁護士を変更したのですが、保険金は再度支払われるのですか。

- A.28 当社が保険金をお支払いした後に、弁護士等を変更した場合の取扱いは、次のとおりです。

- ① 法律相談料保険金について
複数の弁護士等に法律相談をした場合であっても、同一の原因事故についての保険金支払限度の範囲内で保険金をお支払いします。
- ② 弁護士費用等保険金について
法的解決手段の形態が同一である場合は、原則として、当該解決手段に対する支払限度の範囲で着手金対応分の保険金をお支払いします。
<例> 弁護士Aに示談交渉を委任した後、同一の事案について再度、弁護士Bに示談交渉を委任した場合

⇒ 弁護士Aに支払った着手金に対する保険金が、示談交渉事件として当社が支払う上限を下回る場合は、その差額の範囲内で弁護士Bに支払った着手金に対する保険金が支払われます。

<例> 弁護士Aに示談交渉を委任したが、相手方と合意できなかったため、同一の事案について弁護士Bに訴訟を委任した場合

⇒ 示談交渉から訴訟へ法的解決手段が移行しているため、弁護士Aに支払う着手金、弁護士Bに支払う着手金それぞれについて保険金が支払われます。
ただし、移行後の基準弁護士費用は、別表1に定める基準から算出した基準弁護士費用の1/2の金額となります。

5. その他

Q.29 個人向けの保険と、重複して加入することはできますか？

A.29 個人向け「弁護士費用保険Mikata」と「事業のミカタ」は補償内容が異なるため、両方へご加入いただくことができます。代表者個人に起きるトラブルへの備えをご希望される場合は、当社までご連絡ください。

<例> パワハラ行為が原因でうつ病になったとして、管理義務違反であるとして法人が慰謝料請求を受けた
また、パワハラ発言を行った代表者個人に対しても慰謝料請求を受けた

法人への請求 → 事業者のミカタで補償

個人への請求 → 弁護士費用保険Mikataで補償

Q.30 未成年の子が事業者として登録している場合でも、保険に加入することはできますか？

A.30 未成年のお子様が生業主となっている場合でも、保険にご加入いただけます。
ただし、法定代理人である親権者様の同意書をご提出いただく必要があります。

また、保険金を請求する場合は、法定代理人である親権者様が保険金請求権者として、お手続きを行うことができます。

【取扱代理店】

【引受保険会社】

ミカタ少額短期保険株式会社
〒103-0013
東京都中央区日本橋人形町3-3-13
URL : <https://mikata-ins.co.jp/>
Email: contact@mikata-ins.co.jp

2020年9月版

PV2020経企00208 D003